

森川特別支援学校いじめ防止基本方針

平成 26 年 9 月 24 日 策定
平成 29 年 2 月 8 日 加筆

1 いじめの定義

学校に在籍する児童生徒に対して、一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であつて、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

（「いじめ防止対策推進法第 2 条」より）

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かについては、表面的・形式的に判断することなく、いじめを受けた児童生徒の立場に立つことが必要である。

2 基本理念

いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがある。すべての子どもが被害者にも加害者にもなりうるという認識の下、家庭、院内学級が設置されている病院、その他関係機関と連携を図りながら、いじめの未然防止や早期発見、早期解決に学校全体で組織的に取り組む。

3 いじめ対策のための組織

「人権委員会」をいじめ防止等に関する措置を行うための組織として位置づけ（「いじめ防止対策推進法第 22 条」より）、その構成メンバーは以下の通りとする。

【構成メンバー】

校長、教頭、教務主任、生徒指導主任、生徒指導担当教員、学部主事、養護教諭
教育支援コーディネーター、校内支援担当

※必要に応じて上記以外のメンバーを加える。

4 いじめの未然防止

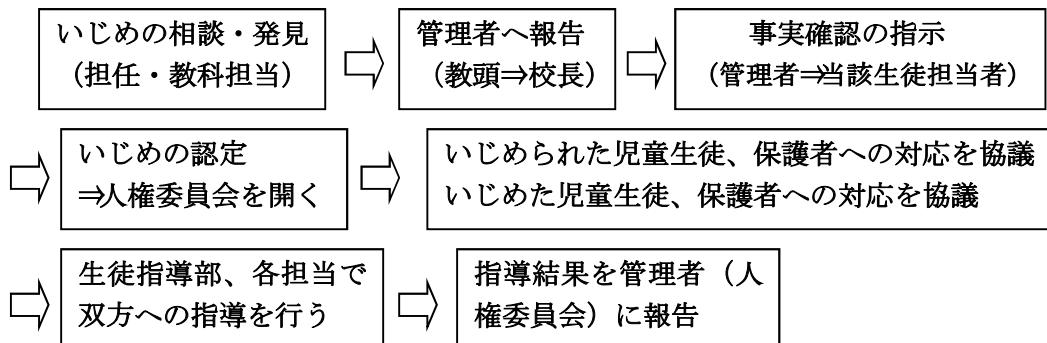
- (1) 年度初めの職員会議で、いじめ及びいじめに係る「人権委員会」の機能について、職員の共通理解を図る。
- (2) 学級担任による観察、保護者や関係機関等との連携により、児童生徒の心身の状態について留意すべき事項の把握に努める。
- (3) 職員朝会での児童生徒に係る情報交換において、いじめの兆候と思われる事案についても報告する等、情報の共有に努める。
- (4) 児童生徒が、自他の考え方の違いを理解し、適切な人間関係の構築、維持ができるよう、コミュニケーション能力及び社会性を育む。
- (5) 児童生徒一人一人が自己肯定感を味わえるよう、個に応じた活躍の場を設定する。
- (6) 児童生徒に対し情報モラル教育を実施し、ネット社会におけるルール、マナーの遵守を促す。

5 いじめの早期発見

- (1) 学級担任を中心に、児童生徒の悩みや心配事について、本人や保護者から話を聞く機会を設け、その把握に努める。
- (2) いじめは、大人の目の届かないところで行われたり、表面的には判断しづらい形で行われたりすることを踏まえ、日頃から児童生徒の心身の状態を注視し、職員間の情報共有及び保護者との情報共有に努める。
- (3) 定期的な生活実態アンケートを実施し、いじめの早期発見の手がかりに努める。
- (4) 必要に応じて、いじめについてのアンケートを行う。

6 いじめへの早期対応

- (1) いじめの相談・通報があったとき
 - ①児童生徒や保護者から、いじめについての相談があった場合には、真摯に傾聴する。
 - ②相談、通報を受けた職員は、管理者に連絡し、適宜「人権委員会」と連携しながら、事実確認を行う。
- (2) いじめの事実が確認されたとき
 - ①速やかに「人権委員会」を開き、いじめた側への指導やいじめられた側への支援等について協議を行う。
- (3) いじめられた児童生徒及びその保護者への対応
 - ①必要に応じて、いじめられた児童生徒の心理的なケアに努める。
 - ②いじめられた児童生徒が安心して学校生活が送れるよう必要な措置を講じる。
 - ③確認された事実関係及びいじめ対策の状況を、当該児童生徒の保護者へ速やかに連絡する。
- (4) いじめた児童生徒及びその保護者への対応
 - ①保護者に対し、確認された事実関係の共通理解を図る。また、再発防止の取り組みについて協力を求めるとともに、継続的な助言を行う。
 - ②いじめた児童生徒の人格の成長を促すことやソーシャル・スキルを獲得することを目的に、教育的配慮の下、当該児童生徒への指導を行う。



※管理者は、いじめがあった際、県教育委員会へいじめ有無の結果を報告する義務があるので、人権委員会の調査、いじめ認定の結果を報告する。

7 重大事態への対処

(1) 重大事態の定義

- ①いじめにより当該学校に在籍する児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- ②いじめにより当該学校に在籍する児童生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

「いじめ防止対策推進法第28条」より

(2) 重大事態の内容

① 1 「生命、心身または財産に重大な被害」

- 自殺を企図、身体に重大な障害、金品等に重大な被害、精神性の疾患を発症など
- ①- 2 生命（自死行為・未遂など）心身（精神疾患、骨折、重篤な打撲、内臓損傷、火傷、性的暴行など）財産（被害金額、回数および様態を総合）

②- 1 「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている」

年間30日を目安、一定期間連続して欠席している

②- 2 合理的な理由がなく連続数日から1週間程度で学校は何らかの聞き取りをする

- ②- 3 正当な事由無く児童生徒が連続して欠席している場合、3日を目安に校長へ報告。
正当な事由無く7日以上連続して欠席し、児童生徒の状況が確認できない場合は、
学校から設置者に報告（学校教育施行令第20条（校長の義務）を念頭に）

(3) 重大事態が発生した場合の対応

- ①県教育委員会に速やかに報告し、対応について協議する。
- ②必要に応じて警察等関係機関に通報する。
- ③県教育委員会との連携の下、事実関係を明確にするための調査を実施する。
- ④当該調査に係る事実関係等その他必要な情報を、いじめを受けた児童生徒及びその保護者へ適切に提供する。

